

大分市告示第 283 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項に規定される指定区域を指定するので、同法第 15 条の 17 第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 14 日

大分市長 足立 信也

指定番号	産廃－18
指定区域	大分市大字片島字御零ヶ尾 2501 番 1、2501 番 4、2501 番 5、2501 番 6、2519 番 1、2519 番 2、2519 番 3、2520 番 1、2520 番 2、2520 番 3、2520 番 4
埋立地の区分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 13 条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 1 号

指定番号	一廃－1
指定区域	大分市大字佐賀関 2 の 4057 番 1
埋立地の区分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 13 条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 1 号